

(別記様式第1号)

| | |
|---------|-------|
| 計画作成年度 | 令和3年度 |
| 計画変更年度 | 令和5年度 |
| 計 画 主 体 | 松 島 町 |

松島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 担当部署名 | 松島町 産業観光課 産業振興班 |
| 所在地 | 松島町高城字帰命院下一 19 番地の 1 |
| 電話番号 | 022-354-5707 |
| FAX番号 | 022-353-2041 |
| メールアドレス | sangyou@town.matsushima.miyagi.jp |

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | カラス(ハシブトガラス、ハシボソガラス(以下「カラス類」という。))、カルガモ、ウミネコ、サギ(ダイサギ、チョウサギ(以下「サギ類」という。))、カワウ、ハクビシン、タヌキ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ |
| 計画期間 | 令和4年度～令和6年度 |
| 対象地域 | 松島町 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和4年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|-------------|-----------|----------------------------|
| | 品 目 | 被害数値 |
| カラス類 | 水稲、野菜、果樹 | 被害面積 0.03ha 被害額 32千円 |
| カルガモ | 水稲、野菜 | 被害面積 0.02ha 被害額 21千円 |
| ウミネコ サギ類 | 水稲・魚類、木材 | 被害面積 0.01ha 被害額 11千円 |
| カワウ | 魚類、木材 | 被害面積 0.84ha 被害額 4,068千円 |
| ハクビシン | 野菜、果樹 | 被害面積 0.35ha 被害額 2,136千円 |
| タヌキ | 野菜、果樹 | 被害面積 0.30ha 被害額 1,695千円 |
| イノシシ | 水稲、野菜、いも類 | 被害面積 0.77ha 被害額 898千円 |
| ニホンジカ | 水稲、山菜 | 被害面積 0.20ha 被害額 213千円 |
| ニホンザル | 野菜、果樹 | 被害面積 0.01ha 被害額 10千円 |
| ツキノワグマ | 果樹、野菜、山菜 | — |

※数値のない鳥獣は主な被害が自家用作物のため被害報告もなく明確な数値が把握できない。

(2) 被害の傾向

- ・カラス類については、町内全域で、野菜、果樹の被害が発生している。
- ・カルガモについては、町内全域で、水稻、野菜の被害が発生している。
- ・ウミネコ、サギ類については、海岸沿いを中心に生息しており、水稻等の被害が発生している。また、糞害や踏み付け等により松島湾内の島々等の松枯れの要因の一つとなっている。
- ・カワウについては、海岸沿いを中心に生息しており、個体数が増えていることから、魚類の被害が推計される。また、コロニー化による糞害等で、松島湾内の島々等の松枯れの要因の一つとなっている。
- ・ハクビシンについては、町内全域で、糞害等住環境被害の他、野菜、果樹食害等の被害が発生している。被害が増加した要因としては、空き家の屋根裏等に住み着き、野菜等の残渣に寄りつき個体数が増加したことが考えられる。
- ・タヌキについては、町内全域で、糞害等住環境被害の他、野菜、果樹食害等の被害が発生している。被害が増加した要因としては、空き家の屋根裏等に住み着き、野菜等の残渣に寄りつき個体数が増加したことが考えられる。
- ・イノシシは、町内全域に出没を確認しており、早春のタケノコに始まりイモ類などの農林物の食害、水稻の倒伏、畦畔や農道及び水路等の法面等の掘り起こしなどの農業施設被害が深刻化している。また、町内全域で被害が報告されていることから、生息数が増加していることが考えられる。
- ・ニホンジカについては、本町東部等で出没報告や水稻及びタケノコに始まり、野菜等の食害等が発生している。また、町内全域で被害が報告されていることから、生息数が増加していることが考えられる。
- ・ニホンザルについては、本町東部及び北部にて出没報告が寄せられ、少数ではあるが農作物被害が発生している。
- ・ツキノワグマについては、町内全域で確認されており、年によって出没数に変動がある。近年、日中堂々と餌をむさぼるといった情報も寄せられており、人的被害も懸念され防除対策を講じた上で危険な有害個体への対策も必要になる。

(3) 被害の軽減目標

| 鳥獣の種類 | 現状値(令和4年度) | 目標値(令和6年度) |
|----------|----------------------------|----------------------------|
| カラス類 | 被害面積 0.03ha 被害額 32千円 | 被害面積 0.03ha 被害額 25千円 |
| カルガモ | 被害面積 0.02ha 被害額 21千円 | 被害面積 0.02ha 被害額 20千円 |
| ウミネコ・サギ類 | 被害面積 0.01ha 被害額 11千円 | 被害面積 0.03ha 被害額 120千円 |
| カワウ | 被害面積 0.84ha 被害額 4,068千円 | 被害面積 0.79ha 被害額 3,826千円 |
| ハクビシン | 被害面積 0.35ha 被害額 2,136千円 | 被害面積 0.30ha 被害額 1,500千円 |
| タヌキ | 被害面積 0.30ha 被害額 1,695千円 | 被害面積 0.25ha 被害額 1,000千円 |
| イノシシ | 被害面積 0.77ha 被害額 898千円 | 被害面積 0.05ha 被害額 600千円 |
| ニホンジカ | 被害面積 0.20ha 被害額 213千円 | 被害面積 0.1ha 被害額 150千円 |
| ニホンザル | 被害面積 0.01ha 被害額 10千円 | 被害面積 0.01ha 被害額 10千円 |
| ツキノワグマ | — | — |

目標値の設定根拠

カラス類、カルガモについては、概ね1割の軽減を目標とする。カワウ、ニホンザル、ニホンジカ、ウミネコ、サギ、ツキノワグマについては、現在、被害状況を把握できていないため未記入。

※数値のない鳥獣は主な被害が自家用作物のため被害報告もなく明確な数値が把握できない。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課 題 |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・カラス類、カルガモについては、毎年、年2回有害鳥獣駆除隊に対し銃器を使用した駆除を委託している。 ・ウミネコ、サギ類については、被害報告があった際、随時駆除を委託している。 ・ハクビシン、タヌキについては、捕獲用わな(箱・くくりわな)の購入。 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲隊員の高齢化。 ・後継者の育成。 ・若年層の狩猟資格取得促進と資格取得に係る経費に対する補助事業の実施。 ・被害報告があった際に迅速に対応するための体制整備と隊員数の確保。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・なし。 ※イノシシ及びニホンジカ対策として、今後防護柵等の設置を検討していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害面積が少なく、被害が膨大でない分、防護柵の設置までには至っていない。 ・広域的な防護柵の設置は、設置後の維持管理も含めると財政的に極めて困難である。 |
| 生息環境管理その他の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の管理として、町の広報誌等で、周知している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・一箇所当たりの被害面積が少ないが、被害箇所が町内全域に拡大しており、侵入防止柵等の設置、緩衝帯の設置が高齢化等により設置維持管理が困難である。 |

(5) 今後の取組方針

| 対象鳥獣 | 取組方針 |
|------------------------------------|---|
| カラス類 カルガモ ウミネコ サギ類 カワウ | <ul style="list-style-type: none">・今後も、有害鳥獣駆除隊に依頼し、広域的な駆除を実施していく。・駆除隊の高齢化が進んでおり、若年層の狩猟免許取得を推進するため、免許取得に係る経費の補助や情報提供など対応策を検討していく。 |
| ハクビシン タヌキ | <ul style="list-style-type: none">・捕獲用檻の貸し出しを実施。・居宅内侵入については駆除業者を紹介する。・必要に応じ、侵入防止柵の設置を検討する。 |
| イノシシ | <ul style="list-style-type: none">・第三期宮城県イノシシ管理計画に基づき防除対策を推進し、箱わな、くくりわな(一部銃器)を使用し、被害地域において捕獲を実施する。 |
| ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none">・被害の痕跡や侵入痕などを発見した際の情報連絡や被害状況により、被害地域において捕獲を実施する。 |
| ニホンザル | <ul style="list-style-type: none">・効果的な自主防除対策を実施し、有害鳥獣駆除隊と連携し被害防止を図る。・必要に応じ、侵入防止柵の設置を検討する。 |
| ツキノワグマ | <ul style="list-style-type: none">・被害の痕跡や足跡などを発見した際の情報連絡や人的被害が懸念される場合の捕獲(緊急捕獲を含む)に関する体制の整備を行う。 |

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・有害鳥獣駆除隊の協力を得ながら、広域的且つ効率的な駆除を実施する。・町民や関係機関などから駆除の依頼を受けた際には、有害鳥獣の捕獲又は目撃現場付近のパトロールを実施し、現場の状況確認や今後の対応等について有害鳥獣駆除隊と話し合いを行う。 |
|--|

(2) その他捕獲に関する取組

| 年 度 | 対象鳥獣 | 取 組 内 容 |
|-----|---|---|
| 4～6 | カラス類 カルガモ ウミネコ サギ類・カワウ ハクビシン タヌキ イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ | ・若年層の駆除隊員の確保。 ・狩猟免許取得・研修受講時の助成の検討。 ・捕獲猟具(箱わな、くくりわな)の補充。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
|---|
| <p>・カラス類駆除については、毎年駆除を実施している箇所での駆除数が減少してきている一方、住宅地近辺での被害増加により駆除要望が出されてはいるが、住宅地近辺での銃器使用による駆除は難しいため、今後、駆除実施箇所及び方法についての検討が必要である。</p> <p>○カラス類駆除実績・・・令和2年度:17羽、令和3年度:3羽、令和4年度:18羽</p> <p>・カルガモ駆除については、毎年駆除を実施している箇所での駆除数が減少してきているため、今後、駆除実施箇所及び方法についての検討が必要である。</p> <p>○カルガモ駆除実績・・・令和2年度:25羽、令和3年度:15羽、令和4年度:32羽</p> <p>・ウミネコ・サギ類・カワウ駆除については、海岸付近に大規模営巣地が存在するため、被害拡大されており、今後、駆除実施箇所及び方法については、交付金を用いてカワウの調査を行い、各種関係機関及び研究機関等と具体対策の検討していく。</p> <p>・タヌキ・ハクビシン駆除については、被害報告があった際、駆除業者を紹介しており、被害報告数は年間で10匹程度となっている。ハクビシンによる農作物被害は多いと考えられるが、農家等からの被害連絡がないことが多く、正確な農作物被害を特定できていないため、被害があった際の連絡体制の構築を図り、計画的な駆除を有害鳥獣駆除隊と連携して行う。</p> <p>・ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ・ツキノワグマについては、被害があった際の連絡体制の構築を図り、計画的な駆除を有害鳥獣駆除隊と連携して行う。</p> |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|-------------|--------|-----|-----|
| | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| カラス類 | 30羽 | 30羽 | 30羽 |
| カルガモ | 40羽 | 40羽 | 40羽 |
| ウミネコ サギ類 | 30羽 | 30羽 | 30羽 |
| カワウ | 10羽 | 10羽 | 10羽 |
| ハクビシン | 20匹 | 20匹 | 20匹 |
| タヌキ | 30匹 | 30匹 | 30匹 |
| ニホンザル | — | — | — |
| ニホンジカ | 1頭 | 1頭 | 10頭 |
| イノシシ | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| ツキノワグマ | — | — | — |

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| <p>カラス類、カルガモ・・・6、9月に年2回、銃器による予察駆除を実施する。 ウミネコ、サギ類、カワウ・・・繁殖期に駆除を実施する。 ハクビシン、タヌキ・・・被害報告があった際、駆除業者を紹介している。 また、捕獲用檻の貸し出しも実施する。 イノシシ、ニホンジカ・・・箱わな、くくりわな(一部銃器)を主として通年捕獲を実施。 ツキノワグマ・・・被害の実態に応じて箱わな(一部銃器)を用いて捕獲する。</p> |

| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
|-----------------------------|
| なし |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| | |

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|------------------------|--------------------------------|-----|-----|
| | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
| ハクビシン ニホンザル イノシシ | 整備計画なし ※被害増加等の場合は整備を検討していく。 | | |

(2) その他被害防止に関する取組

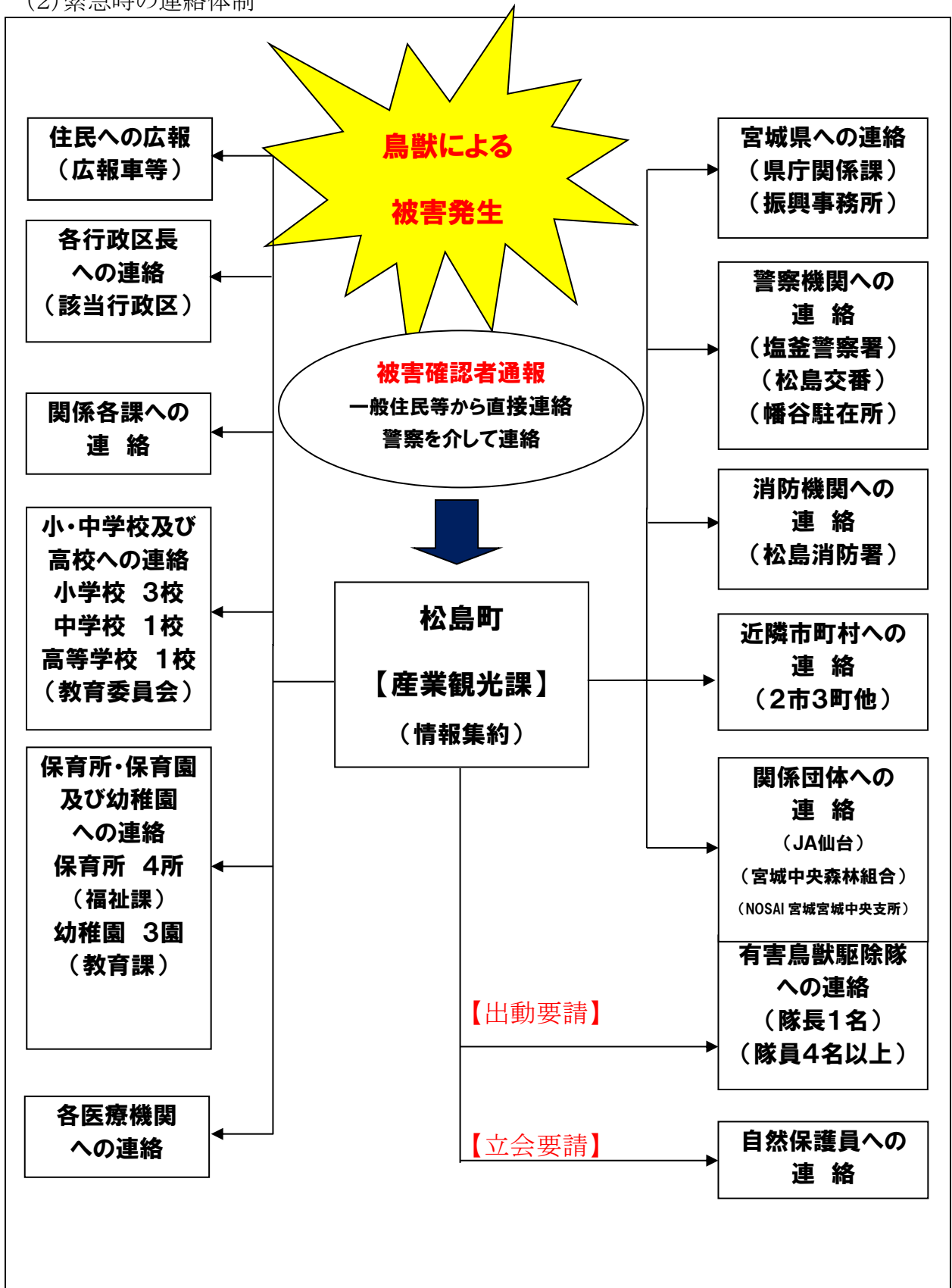
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-----|---------------|--|
| 4～6 | カラス類・カルガモ | ・防鳥網を設置するなど自主防除を実施するよう農家へ周知する。 |
| | ウミネコ・サギ類 | ・防鳥網を設置するなど自主防除を実施するよう農家へ周知する。 |
| | ハクビシン・タヌキ | ・収穫した農作物を畑に残さない、ハクビシンの移動経路周辺の除草を行うなど自主防除を実施するよう農家へ周知する。 |
| | ニホンザル | ・被害は出ていないが、ハクビシン同様収穫した農作物を畑に残さない、移動経路周辺の除草を行うなど自主防除を実施する。 |
| | ニホンジカ イノシシ | ・生息状況調査の実施 ・収穫残さ等の除去指導や追払用火火等を導入 ・広報紙等による被害防止対策の普及啓発 |
| | ツキノワグマ | ・収穫残さ等の除去指導や追払用火火等を導入 ・広報紙等による被害防止対策の普及啓発 |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|---|--|
| 宮城県 (農山漁村なりわい課、森林整備課、水産業振興課、自然保護課等) 仙台地方振興事務所 (農業振興部、林業振興部、普及センター) | 町より受けた情報により、町に対し指導・助言を行い、併せて、関係機関に情報伝達を行う。 また、捕獲許可(権限移譲済の鳥獣を除く)を行う。 |
| 松島交番 幡谷駐在所 松島消防署 | 町から受けた情報を基に、連絡・調整を行う。 |
| 松島町 | 情報を収集し、広報車等により住民に周知を行う。 又、同時に収集した情報を警察署及び宮城県に伝達する。 |
| 松島町有害鳥獣駆除隊 | 常時迅速に対応できるような体制を整え、町から出動依頼があった際は、速やかに対応する。 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| | |
|----------------|------------------------------------|
| 協議会の名称 | 松島町農作物有害鳥獣対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 仙台農業協同組合 | 事務局及び関係団体や農家への連絡 |
| 松島町 | 被害状況の確認、情報収集、地域住民・関係機関への注意喚起、捕獲許可等 |
| 宮城県猟友会 | 対象鳥獣の捕獲、追い払い |
| 松島町鳥獣被害対策実施隊 | 対象鳥獣の捕獲、追い払い |
| 宮城県漁業協同組合 松島支所 | 情報提供 |
| 宮城中央森林組合 | 情報提供 |

(2) 関係機関に関する事項

| | |
|--------------|--|
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 宮城県仙台地方振興事務所 | 有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止の指導・支援及び捕獲許可(権限移譲済の鳥獣を除く) |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年8月1日に設置済み
松島町鳥獣被害対策実施隊員を実施隊員として任命。令和3年度現在隊員数7名。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲については、松島町鳥獣被害対策実施隊が実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法については、一般廃棄物扱いで生体系に影響を与えないような方法で焼却及び現場埋設により適切に処理し、野生鳥獣保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを適用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ及びツキノワグマ並びにニホンジカの食肉としての利用については、宮城県全域において放射能検出による出荷制限が行われており、現時点での有効利用は模索できず、今後、制限が解除された場合には、活用方法等について検討していきたい。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

仙台農業協同組合、宮城中央森林組合、宮城県農業共済組合宮城中央支所等関係機関との連携を高め、効率的に町内全域の被害状況の把握を行い、鳥獣被害防止対策の基礎資料とする。

近隣市町村と連携し、各種情報を取り入れ、被害防止策に繋げるよう農家等へ情報提供を行う。

本計画に定めのない鳥獣による被害が発生した場合や被害対策目標・方法等に重要な変更が生じた場合は、その都度関係機関と協議し、計画の見直し、効果的な対策の実施に努める。